

無人航空機の飛行に係る許可・承認書

株式会社朝日測量設計事務所

小林 敏郎 殿

令和8年3月13日付をもって申請のあった無人航空機を飛行の禁止空域で飛行させること及び飛行の方法によらず飛行させることについては、航空法第132条の85第2項及び第4項第2号並びに第132条の86第3項及び第5項第2号の規定により、下記の無人航空機を飛行させる者が下記のとおり飛行させることについて、申請書のとおり許可及び承認する。

記

許可及び承認事項： 航空法第132条の85第1項第2号
航空法第132条の86第2項第3号

許可等の期間： 令和8年4月14日から令和9年4月13日

飛行の経路： 青森県,岩手県,宮城県,秋田県,山形県,福島県（飛行マニュアルに基づき地上及び水上の人及び物件の安全が確保された場所に限る）

登録記号等： JU322627E3F4

無人航空機： DJI製PHANTOM 4 PRO

無人航空機を飛行させる者： 佐藤哲也、石山明彦、神野潤、菊地優吾、川田樹希
本間修平

条件：

- ・申請書に記載のあった飛行の方法、条件等及び申請書に添付された飛行マニュアルを遵守して飛行させること。また、飛行の際の周囲の状況、天候等に応じて、必要な安全対策を講じ、飛行の安全に万全を期すこと。なお、飛行に当たり、他の法令等の制約がある場合にはこれを遵守すること。
- ・航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全に影響を及ぼすような重要な事情の変化があった場合、又はそのような飛行が確認された場合は、許可等を取り消し、又は新たに条件を付すことがある。
- ・飛行許可・承認期間中に、申請に関わる「登録記号」、「機体認証」、「技能証明」及び「第三者賠償責任保険」の有効期間が切れる場合は、遅滞なく更新を行うこと。

令和8年3月18日

東京航空局長

無人航空機の飛行に係る許可・承認書

株式会社朝日測量設計事務所

小林 敏郎 殿

令和7年12月10日付をもって申請のあった無人航空機を飛行の禁止空域で飛行させること及び飛行の方法によらず飛行させることについては、航空法第132条の85第2項及び第4項第2号並びに第132条の86第3項及び第5項第2号の規定により、下記の無人航空機を飛行させる者が下記のとおり飛行させることについて、申請書のとおり許可及び承認する。

記

許可及び承認事項： 航空法第132条の85第1項第2号
航空法第132条の86第2項第3号

許可等の期間： 令和7年12月26日から令和8年12月25日

飛行の経路： 青森県,岩手県,宮城県,秋田県,山形県,福島県（飛行マニュアルに基づき地上及び水上の人及び物件の安全が確保された場所に限る）

登録記号等： JU324992D572

無人航空機： DJI製Matrice 350 RTK

無人航空機を飛行させる者： 佐藤哲也、菊地優吾

条件：

- ・申請書に記載のあった飛行の方法、条件等及び申請書に添付された飛行マニュアルを遵守して飛行させること。また、飛行の際の周囲の状況、天候等に応じて、必要な安全対策を講じ、飛行の安全に万全を期すこと。なお、飛行に当たり、他の法令等の制約がある場合にはこれを遵守すること。
- ・航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全に影響を及ぼすような重要な事情の変化があった場合、又はそのような飛行が確認された場合は、許可等を取り消し、又は新たに条件を付すことがある。
- ・飛行許可・承認期間中に、申請に関わる「登録記号」、「機体認証」、「技能証明」及び「第三者賠償責任保険」の有効期間が切れる場合は、遅滞なく更新を行うこと。

令和7年12月15日

東京航空局長

無人航空機の飛行に係る承認書

株式会社朝日測量設計事務所

小林 敏郎 殿

令和7年12月19日付をもって申請のあった無人航空機を飛行の方法によらず飛行させることについては、航空法第132条の86第3項及び第5項第2号の規定により、下記の無人航空機を飛行させる者が下記のとおり飛行させることについて、申請書のとおり承認する。

記

承認事項： 航空法第132条の86第2項第2号

承認の期間： 令和8年1月13日から令和9年1月12日

飛行の経路： 青森県,岩手県,宮城県,秋田県,山形県,福島県（飛行マニュアルに基づき地上及び水上の人及び物件の安全が確保された場所に限る）

登録記号等： 別紙 無人航空機一覧のとおり

無人航空機： 別紙 無人航空機一覧のとおり

無人航空機を飛行させる者： 佐藤哲也、菊地優吾

条 件：

- 申請書に記載のあった飛行の方法、条件等及び申請書に添付された飛行マニュアルを遵守して飛行させること。また、飛行の際の周囲の状況、天候等に応じて、必要な安全対策を講じ、飛行の安全に万全を期すこと。なお、飛行に当たり、他の法令等の制約がある場合にはこれを遵守すること。
- 航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全に影響を及ぼすような重要な事情の変化があった場合、又はそのような飛行が確認された場合は、許可等を取り消し、又は新たに条件を付すことがある。
- 飛行許可・承認期間中に、申請に関わる「登録記号」、「機体認証」、「技能証明」及び「第三者賠償責任保険」の有効期間が切れる場合は、遅滞なく更新を行うこと。

令和7年12月22日

東京航空局長

無人航空機一覽

No.	製造者名	無人航空機名称	登録記号等
1	DJI	PHANTOM 4 PRO	JU322627E3F4
2	DJI	PHANTOM 4 PRO	JU322684B038
3	DJI	Matrice 350 RTK	JU324992D572